

組織の概要 (企業用)

会社名 有限会社 パテント エコネット

所在地	〒164 - 0012 東京都中野区本町 2-20-13-14 TEL:03-3373-7230 FAX:03-3373-7230 E-mail:jikuhara@patent-eco.net		
ホームページ	http://www.patent-eco.net/		
設立年月	平成 14 年 5 月		
代表者	竺原 光江	担当者	竺原 光江
資本金	350万円	従業員数	1 名
沿 革	平成 14 年 5 月 有限会社パテント エコネット設立 (前職は、メリルリンチ日本証券 岡山支店において、個人向けリテール営業を担当。メリルチンチ在籍中より、環境と技術移転に将来性を感じ、ゆえに、平成 14 年に米国 9・11 テロの影響を受け、岡山支店が閉鎖になったことをきっかけに上京し、起業) 平成 14 年 7 月 独立行政法人 工業所有権総合情報・研修館 知的財産取引育成業者研修を受講。技術移転のノウハウを取得 平成 17 年 7 月 財団法人日本立地センター テクノマート事業部にて、技術コーディネータとして採用される (経済産業省の外郭団体。テクノマート事業部は、産業クラスター計画と連携を図りながら、技術移転取引・取引市場を整備している。韓国、台湾の技術研究院の外部団体も提携。また、他部署では、エコタウン計画、新エネルギー・省エネルギー計画等の環境共生型地域づくり事業も行っている)		
事業概要	○環境分野における技術の移転業務 環境技術を発展させることを目的として、企業のニーズ（要望）とシーズ（技術）をマッチングさせる活動 ○環境に配慮した製品の営業販売業務 リサイクル製品等、環境に配慮した製品を普及させることを目的として、企業をサポートし、販売網を広げる活動 ○植林の提案 二酸化炭素の排出削減を目的として、インドネシアへの植林を企業へ提案する活動		
環境に関する活動実績	大手ゼネコンである前田建設工業株式会社の土壌改良資材「人工ゼオライト（石炭灰を再利用した製品）」の営業販売活動や中小企業が行う植林事業の提案等を行ってきた。インドネシアでの植林活動を大手航空メーカーや電気メーカー等に提案。現地調査に赴くなどし、事業を通じて環境保全活動に取り組んできた。現在は、財団法人日本立地センターの技術コーディネータとして活動している。地球温暖化防止の技術移転をテーマに、企業に対して、技術移転の提案や技術ニーズの調査、ESCO 事業の導入推進、植林の提案等を行っている。		

政策のテーマ

京都議定書の約束達成に向けた政府の率先実行のための体制強化と技術導入の実施

- 政策の分野

・ 地球温暖化の防止

■ 政策の手段

・ 制度整備及び改正
- 団体名：有限会社パテント エコネット

担当者名：竺原 光江
- ・ 調査研究・技術開発・技術革新

・ 予算・資金措置

政策の目的 京都議定書の約束達成に向けて、政府の率先実行のための実施体制を強化する。「京都議定書約束達成技術導入推進本部（仮）」を設置し、庁舎内の環境技術の導入に向けて、技術導入マニュアルを策定する。また、技術導入の実施を推進するために「京都議定書約束達成支援基金（仮）」も設立する。府省庁の庁舎及び国会・裁判所・議員会館・公社や特殊法人等の公的機関の建物において、2010年までに1990年比で6%以上の温室効果ガスの排出削減を目指す。さらに、地方公共団体や企業・国民に対して、幅広く実施の取り組みを促す。
背景および現状の問題点 平成15年度における政府自らによる温室効果ガスの排出抑制の取り組みの状況は、平成13年度比で0.1%の増加傾向にある。京都議定書の約束達成は、日本国政府としての約束事となっている。日本全体をリードすべき環境省は既に存在し、政府組織内の人材も豊富、税収もある。環境技術も既に存在する。平成14年に「政府の実施計画」を策定してからは、既に3年が経過する。しかし、国全体としての温室効果ガスの排出量は増え続け、2003年度比からは14.3%も削減しなければならない。そんな中、産業界はエネルギー原単位での削減を基準とし、環境税にも反対している。しかし、政府は環境破壊が日々進行していることも同時に知っている。それにも関わらず、実質的に後退している。日本は、世界第2位の先進国であり、発展途上国から支援を求められる立場にある。今後、より一層「国際社会の中の日本」であることを重視することが大切と思われる。現在、地球温暖化防止は、国際社会における重要な問題となっている。日本政府は、その現実を見つめ、認識し、貢献していく必要がある。その為には、今後、京都議定書の約束達成を確実にを行い、国際社会に向けた環境技術の移転基盤を整備し、積極的な外交活動を行い、国益へと繋げていく必要がある。この政策提言では、初期段階における京都議定書の約束達成のための実施の推進手段を提言する。産業界が引き腰の中では、政府の率先した取り組みが何よりも最優先となる。府省庁は、自らの庁舎において、地方公共団体や企業・個人のモデルケースとなるよう、実際に京都議定書の約束を達成していく必要がある。しかし、現状は、実施体制が整っておらず、推進できていない。「京都議定書目標達成計画」における具体的な取り組みは省庁ごととなっており、環境省は、各省庁の実施計画を点検するのみとなっている。また、約束達成も2006年に2001年比の7%の温室効果ガスの排出削減となっており、京都議定書のテーマからずれている。「政府の実行計画」に記載されている措置内容においては、環境技術は紹介されているものの、温室効果ガスの排出削減効果が数値として示されておらず、参考にしづらい。それらの問題を改善していく必要があると思われる。
政策の概要 政府が率先して京都議定書の約束を達成するため、実施体制を強化する。環境技術を導入するための新たな組織を作り、具体的な技術導入マニュアルを作成する。必要な資金を用意し、技術導入を実施する。さらに、地方公共団体や企業・個人に向けて、強力に実施を推し進める。

【京都議定書の約束達成に向けた政府の率先実行のための体制強化】

- 本部は、地球温暖化対策推進本部とする。
- 目標は、府省庁の庁舎及び国会・裁判所・議員会館・公社や特殊法人等の公的機関の建物において、2010年までに1990年比で6%以上の温室効果ガスの排出削減を目指す。
- 「京都議定書約束達成技術導入推進本部（仮）」を結成する。代表は、内閣総理大臣になって頂くよう依頼し、環境省は事務局となる。環境技術の導入に関わる国土交通省と経済産業省も加わる。また、今後の環境技術の発展及び海外への技術移転の推進の重要性から、例えば、財団法人日本立地センターのような技術移転機関へ参加を依頼し、環境技術のトータルのコーディネートを行ってもらおう。弊社は、全体的な取り組みをサポートする。
- 府省庁間で連絡会を設立する。各省庁において、スムーズに技術導入が実施できるよう、連携体制を整える
- 府省庁の職員及び国会議員に対して、勉強会を開催する。環境技術・ESCO事業・技術移転・エコアクション21又はISO14001・海外動向について、知識を高める。国会議員においては、地球温暖化防止が国際的な問題であるにも関わらず、所属する党のマニフェストの重点項目に挙げていない党さえある。環境問題に関心を持ってもらい、各党の最重要マニフェストにしてみることが必要と思われる。
- 「京都議定書約束達成支援基金（仮）」を設立する。府省庁の庁舎及び公的機関の建物における技術導入の実施に必要な経費の一部又は大部分を負担する。地方公共団体への補助金の交付も行う。資金は、環境省が管理する。環境省は、京都議定書の約束達成の推進の中核となり、地方公共団体が政府に対して環境問題への対処を要求してきた際には、一緒になって問題解決に取り組む。

【技術導入】

- 環境技術の導入に向けた技術導入マニュアルを策定する。環境技術は、「政府の実行計画」を参考にする。建築年数の違う幾つかの省庁をモデルケースとして選び、環境技術を当てはめる。ESCO事業を基本方針とする。その中に、BMS・空調や照明設備・コージェネレーション・燃料電池・太陽光発電・クリーンエネルギー自動車・屋上緑化・壁面緑化等の環境技術を取り入れる。環境技術ごとに、温室効果ガスの排出削減効果・およその経費・投資回収年数を計算する。投資回収年数7・10・12・15年と拡大しながら、環境技術を選別する。ESCO事業に該当しない環境技術であっても、将来性を考慮しながら採用する。なお、自然との共生及びヒートアイランド現象の抑制の重要性から、緑化の技術は必ず取り入れる。技術導入マニュアルを作成する途中には、第三者による審議会を開催し、国民の意見も取り入れる。審議者は、知識が必要なことから、環境部門の技術士や環境カウンセラー等、公的に認められた人を対象とする。
- 技術導入の実施が経済に与えるインパクトについて、市場分析を行う。環境技術の導入及び技術移転の推進は、国内外で、様々なビジネスチャンスとマーケットを創出する可能性がある。分析を行い、今後の外交戦略の参考にする。
- 技術導入マニュアルに基づき、技術導入を実施する。技術移転の機関を企業の受け入れ窓口とする。大手企業の技術を採用する場合は、環境への取り組みを重視する。1990年比における温室効果ガスの排出削減量や現状の取り組み状況、今後の環境計画等を参考に総合的にし、評価する。環境技術は、まず、予め定めた環境技術の基準以上であることを条件に、環境評価の高い大手企業を何社か選別する。その中で価格の安い環境技術を採用する。ベンチャー企業の場合は、環境技術の中味と企業の将来性で評価する。なお、公的機関の実施においては、テナントビルへの入居もあることから、実施の対象を賃貸以外の建物とする。なお、過剰な設備投資を避けるため、エネルギー使用量が、例えば、年間5000万円以上の機関に対して技術導入を実施する。なお、別途、建物の老朽化対策と併用できる場合には、壁面緑化の施工等と併用し、耐震・補強の改修工事と一緒に進行。合理化することで、経費を抑える。
- その他、補足として、エコアクション21又はISO14001を活用することも推奨する。制度の活用は、環境に配慮した活動を「継続的」に行うために有効となる。

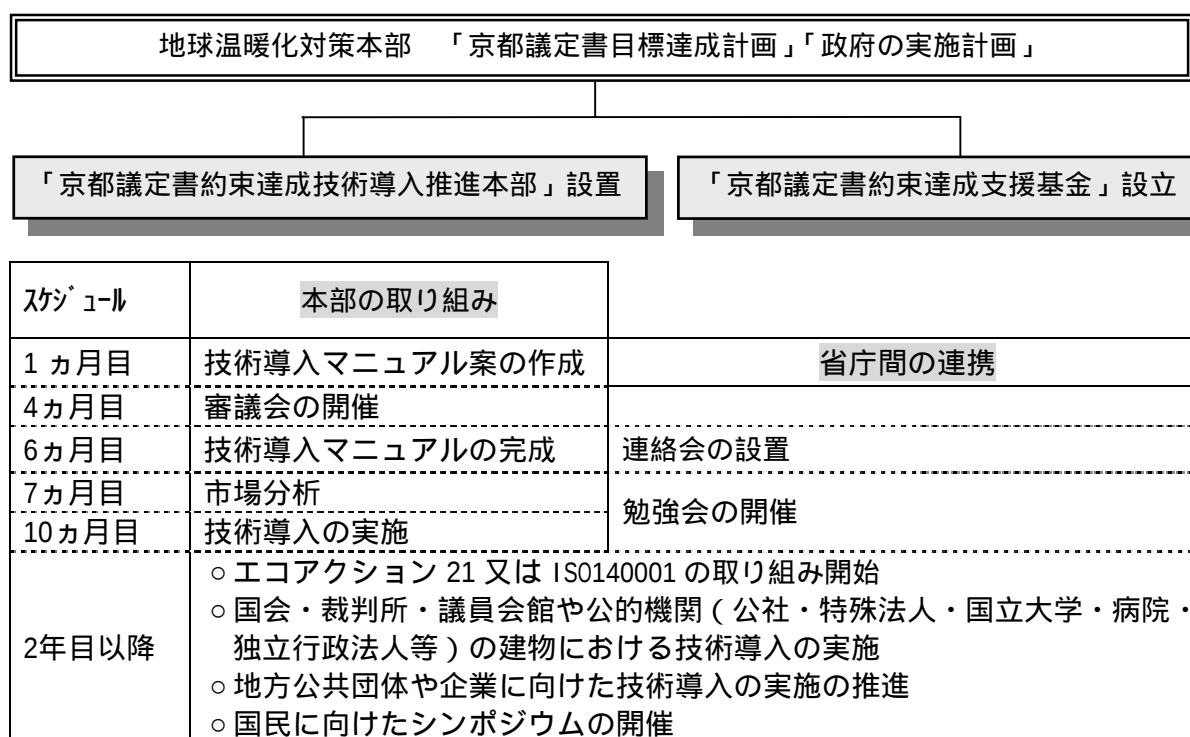
【地方公共団体・企業・国民に対する技術導入の実施の推進】

- 地方公共団体や企業に向けて、技術導入の実施を推進する。勉強会の開催、地方公共団体への

補助金の交付等を行う。補助率は、財政難の地方公共団体もあることから、80%以上を目指す。なお、補助金の交付は、あくまでも「1990年比で6%以上の温室効果ガスの排出削減」の取り組みを対象として行う。

- 国民に向けて、シンポジウムを開催する。「チーム・マイナス6%」の取り組みを活かし、2.3年をかけて47都道府県の全てで開催する。環境問題に関心のない国民にも興味を持ってもらうよう、エンターテインメント性を取り入れ、注目度を高める。各都道府県の出身のタレント、歌手、スポーツ選手、作家等を幅広く起用する。「チーム・マイナス6%」の大使とし、京都議定書の約束達成を推進してもらう。また、シンポジウムは、子供でも理解できるよう、映像やアニメーション、キャラクターを活用したプログラムとする。例えば、ドラエモンを起用して、タイムマシンで未来を見に行く等。子供によるスピーチも行い、会場内でエコバックを配る等も検討する。シンポジウムの推進は、内閣府・環境省・文部科学省が協力して行う。
- 「チーム・マイナス6%」のホームページ上より、政府の取り組みを紹介する。問い合わせの窓口を設け、意見や要望・質問を広く受け付け、幅広く国民の参加を呼びかける。

政策の実施方法と全体の仕組み（必要に応じてフローチャートを用いてください）



政策の実施主体（提携・協力主体があればお書きください）

- ・ 府省庁（内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省）
- ・ 技術調査及び技術移転を業務とする機関や企業

政策の実施により期待される効果

- （1）政府自らの技術導入の実施は、地方公共団体や企業・国民に向けた京都議定書の約束達成の推進において、強力な推進力となる
- （2）技術導入の実施は、具体的な温室効果ガスの排出削減に繋がる
- （3）環境技術の活用は、環境技術の開発・技術移転の推進・経済の活性化に繋がる
- （4）国際社会に向けて、日本政府の前向きな姿勢や日本の環境技術をPRすることができる
- （5）国民の意識を変えることができる

その他・特記事項